

令和7年4月14日

物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する
生産性向上支援助成金

Q & A

令和7年4月

1 対象となる事業者について

◆どのような事業者が対象となるのか。

以下の全ての要件を満たすものが対象となります。

- ・ 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者（個人事業主を含む）であること。
- ・ 北九州市内に事業所（本社、支店、営業所、工場等）を有し、今後も事業を継続する意思がある者であること。
- ・ 株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業者等以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。
- ・ 北九州市税を滞納していないこと。
- ・ 暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者でないこと。

◆個人事業主は対象となるのか。

対象となります。詳細は、募集要項の「I-2 助成対象者」の項目を参照してください。

◆固定店舗を持たない個人事業主であるが、対象となるか。

移動販売、露店商など、市内に固定店舗を設置していない事業者であっても、市内で事業を行っている事業者であれば、対象となります。詳細は、募集要項の「I-2 助成対象者」の項目を参照してください。

◆対象外となる業種はあるのか。

業種は限定していません。ただし、政治、宗教又は選挙に関わる事業、公序良俗に反する事業等は対象となりません。

◆市外に本社があるが、対象となるのか。

市外に本社があっても、市内に事業所を有し、従業員を雇用して事業活動を行っている場合は、対象となります。

◆風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく事業を営む者も対象となるのか。

風営法第2条第5項及び同条第13項に定める「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を行う者は対象となりません。

2 申請要件について

◆令和6年4月以降の連続する任意の3ヵ月（対象期間）の売上総利益（粗利）が、令和4年4月以降の同期（基準期間）と比較して10%以上減少していることという要件があるが、この要件を満たさないと助成金を申請することはできないか。

今回の助成金は、物価高騰対策の一環として行うものであるため、物価高騰の影響を受けたという要件を満たしていただくこととなります。

売上総利益（以下「粗利」という。）、広義の粗利のいずれかで算定して比較できますので、ご確認ください。

・粗利

売上高－売上原価

↓

期首棚卸高（在庫）＋仕入高（製造原価）－期末棚卸高（在庫）

・広義の粗利

売上総利益（売上高－売上原価）－販管費のうち物価高騰の影響が認められる経費

↓

販管費に計上されているが売上原価に類する経費であって物価高騰の影響が認められる経費（荷造運賃費、水道光熱費、燃油関係経費（ガソリン代等で個別に管理されている場合に限る））

◆創業から間もないため、前年の基準期間の売上がないが、対象とならないか。

創業時期によって、特例を設けております。

詳細は、募集要項の【創業特例】を参照してください。

なお、申請時点で創業から1年が経過していない事業者は、前年の基準期間に該当する期間の売上等がなく、減益比較ができないため対象外となります。

◆粗利の減少は会社全体なのか、助成事業に取り組む部門だけでもよいか。

部門や事業別の粗利の減少でなく、会社の全体で判断します。

3 助成額について

◆いくら以上の事業が対象となるのか。また、助成額に上限や下限はあるか。

- ・ 事業費20万円（税抜き）以上が対象となります。
- ・ 助成率は対象となる経費の2分の1以内であり、助成額の下限は10万円、上限は100万円となります。

4 申請手続きについて

(1) 全般

◆市内に複数の事業所があるが、事業所ごとに申請が可能か。

事業所ごとの申請はできません。法人登記や開業届を行っている事業者単位で申請を行ってください。

◆複数回に分けて申請することは可能か。

複数回に分けての申請はできません。1事業者あたり1度限り申請可能です。

◆同一の事業者が複数の取組区分（「省エネ投資」、「効率化・高収益化」、「新商品・新サービス開発」、「売上拡大・経営改善」、「人材確保・人材育成」）で申請することは可能か。

上限額に達するまで、「省エネ投資」、「効率化・高収益化」、「新商品・新サービス開発」、「売上拡大・経営改善」、「人材確保・人材育成」を、柔軟に組み合わせて活用できます。ただし、申請は1つにまとめてください。

◆複数の事業を始める予定だが、複数申請が可能か。

申請は1事業者につき1件までです。複数の事業をまとめて1つの申請書に記載することは可能ですが、複数申請はできません。

◆国の補助金や助成金を受けたが、対象となるか。

これらの補助金や助成金を受けたもの、又は受ける見込みのある場合、つまり併用は対象外となりますが、異なる事業、対象経費が別であれば申請可能です。

◆交付申請時に全ての見積書が必要か。

交付申請、事業実施計画の審査では、経費の妥当性も確認しますので、申請時に見積書が揃っていることが必要です。

(2) 募集・受付・交付決定

◆助成金の交付申請の受付はいつまでか。

受付期間は令和7年4月14日（月）から令和7年12月26日（金）までです。※必着

なお、助成金の申請が予算額に達し次第、受付を終了します。

◆助成金の募集の受付は、どのような方法で行うのか。

「先着順」で受付し、随時、審査を行い、交付決定を行っていきます。

なお、助成金の申請が予算額に達し次第、受付を終了します。

◆交付申請書・事業実施計画書等を提出後、交付の可否が判明するまでどれくらい時間がかかるのか。

交付申請書・事業実施計画書等は提出されたものから順次受付・内容審査を行います。内容に不備がない場合は、1か月をめぐりに交付の可否を決定します。

◆計画認定前に発注（助成事業への着手）を行ってよいか。

事前着手は認められません。交付決定（計画認定）後に、事業に着手してください。

◆交付決定を受けたが、必ず助成金はもらえるのか。

交付決定は、助成金の交付を確約するものではありません。助成金の交付を受けるためには、交付決定を受けた事業計画に沿って、本助成金の交付要綱等に従い、期限内に事業を完了し、提出期限までに実績報告を行っていただく必要があります。

◆交付決定を受けたが、当該事業実施計画の関連経費は全て助成対象として実績報告してよいか。

事業実施計画書に記載され、市が交付決定で認めた経費しか助成対象となりません。それ以外の経費は実績報告の対象とできません。

（3）変更・中止

◆交付決定後、事業計画の内容（経費内容や金額等）は途中で変更可能か。

変更可能ですが、あらかじめ市に「助成事業変更承認書」を提出し、承認を得る必要があります。

なお、以下の場合、助成対象となりません。

- 当初計画との同一性が認められない場合
- 認定された事業計画にないものを購入する場合
- 変更により、事業目的の達成に支障を生じる場合や事業効率の低下をもたらす恐れのある場合
- 認定を受けた助成金の額を増額して事業を実施しようとする場合。この場合、助成金の額は、当初の交付決定額が上限となります。

◆**軽微な変更でも変更承認書の提出が必要なのか。**

交付決定を受けた申請内容と変わる場合は、軽微なものを含め必ず市へ連絡してください。変更申請が必要かどうかの判断をさせていただきます。

◆**助成事業を中止（辞退）する場合は、どうしたらよいか。**

中止する場合は、あらかじめ市へ「助成事業変更承認書」を提出し、承認を得る必要があります。

（４）市内企業への発注

◆**なぜ、市内業者への発注が求められるのか。**

北九州市では、市内経済の活性化と地元企業の育成を図るため、「北九州市中小企業振興条例」に基づき、地元企業への優先発注を行い、地元企業の受注機会の増大に努めています。そのため、助成金の対象事業も、これに準じ、地元企業への発注を原則とします。

なお、やむを得ない理由により、市外業者へ発注する場合は、申請時に「理由書（様式自由）」を市へ提出してください。

提出がない場合は、対象経費として認められません。

◆**市外業者へ発注が認められる理由とはどのようなことをいうのか。**

やむを得ない理由により、市外業者へ発注する場合としては、

- 特殊な技術や経験、知識を要するなどにより市内業者では対応できない場合
- 市外業者からしか調達できない備品等を購入する場合
- 既存の設備、システム等の改修で他の業者（市内業者）では対応できない場合などを想定しています。

◆**市内業者とは具体的にはどのような業者をいうのか。**

市内業者とは、市内に本店、支店、営業所等を有する事業者を言います。

5 助成対象経費について

(1) 全般

◆消費税及び地方消費税は助成対象経費になるか。

対象となりません。交付申請や実績報告の際は、すべて税抜きの金額で記載してください。

◆振込手数料は助成対象経費になるか。

対象となりません。

◆助成対象期間（令和8年1月31日まで）を超えて支払った経費は対象となるか。

対象となりません。納品が助成対象期間内に完了していても、助成対象期間を過ぎての支払いについては助成対象外となります。

◆計画提出後、計画認定前に発注したものの経費は助成対象となるか。

対象となりません。交付決定（計画認定）後に発注を行うようにしてください。

◆助成対象期間（令和8年1月31日まで）終了後に参加する展示会等の費用を助成計画期間内に前払いしたものは対象となるか。

対象となりません。助成事業期間中に支払いが終わっていても、まだ実施していない取組は対象となりません。

◆個人事業主であり、事業用に手書きから電子化に向けてパソコンを導入したいが、整備するパソコンは事業以外に個人用としても兼用したい。助成金の対象となるか。

助成金で購入・導入した機器やシステムは、助成事業目的の範囲内に限り、使用できるものであるため、目的外使用は認められません。エアコンやPC、スマートフォン、カメラ等の汎用品（事業用以外にも容易に転用できるもの）においても、事業専用に整備するものを原則とします。ただし、自宅兼事務所での使用など、外形的に事業用と私的利用を完全に区別できない場合は、両者の使用率（事業用とそれ以外）を明らかにしていただき（様式自由）、助成対象部分を算定してください。事業用部分のみを助成対象とします。

◆消耗品は助成金の対象となるか。

誘客イベント用の資材類、粗品景品代、開発用の資材類等、助成対象事業の取組について、新たな取組として必要となる消耗品は、助成対象経費に算入することができます。なお、既存事業用の資材類や既存店舗の既存事業に係る消耗品は、既存経費の振替えとして対象外となります。

◆人件費は助成金の対象となるか。

開発用の新規アルバイト代、研究開発に従事した残業代や、誘客イベント実施用の新規アルバイト代、新規出店スタッフの人件費等、新商品・新サービス開発、売上拡大・経営改善に関して、新たな取組として直接必要となる人件費は助成対象経費に算入することができます。なお、既存事業用の人件費や既存店舗の既存事業に係る人件費は、既存経費の振替えとして対象外となります。

◆固定費は助成金の対象となるか。

開発用に賃借したオフィス・倉庫の賃料、電気代や、新規出店する店舗やイベント用に賃借したオフィス・倉庫の賃料、光熱費等、新商品・新サービス開発、事業拡大・販路開拓に関して、新たな取組として必要となる固定費は助成対象経費に算入することができます。なお、既存事業用の固定費や既存店舗の賃料等は、既存経費の振替えとして対象外となります。

◆個人間（個人事業主ではなく、一個人）で売買したものは対象となるのか。

販売価格が適正価格か否か判断できないため、対象となりません。

◆オークション品は対象となるのか。

販売価格が適正価格か否か判断できないため、対象となりません。

◆中古品は対象となるのか。

対象となります。

◆導入した機械等のリース料は対象となるか。

助成対象期間内に係るものについては、対象となります。

◆助成対象経費の対象外と対象内の内容が混在している場合はどうすればよいか。

対象外と対象内の経費が明確に区分できる場合は、助成対象経費として対象となります。工事などの共通経費については、対象内外の経費割合に応じて按分を行い、対象内の経費分に該当する金額のみを計上することが可能です。

◆市外の事業所に設置する設備等は助成対象となるか。

対象とはなりません。市内経済への波及効果及び雇用創出等の観点から市内事業所のみを対象とします。

◆宿泊費や日当は助成対象となるか。

対象となります。ただし、宿泊費は申込・支払等の確認できる書類、日当は就業規則等による定めが必要となります（就業規則等の該当箇所を提出してください）。なお、社長（代表者）の日当は対象外です。

◆交通費で、グリーン車、ビジネスクラス等の経費も対象となるか。

グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金については、助成対象外です。

◆飲食の経費を助成対象とすることができるか。

飲食に関する経費は対象外です。

◆建物の取得は助成対象となるか。

新增築に要する建設費等の取得費用も助成対象ですが、土地の取得費用は対象外です。

◆車両の取得は助成対象となるか。

車両の取得費用については、事業専用での使用が明確な貨物運送事業や旅客運送事業に供する車両（緑ナンバー、黒ナンバー）、特種用途自動車（8ナンバー）、小型貨物自動車（4ナンバー）は車種を問わず対象とします。

また、営業車等、一般的な社用車については、原則、脱炭素化という観点から、EV（電気自動車）、PHV・PHEV（プラグインハイブリッド車）といった電動車とFCV（燃料電池車）に限ることとします。

◆タイヤの購入は対象となるか。

タイヤの購入費用は対象外です。

◆クラウド利用料も助成対象になるか。

対象となります。ただし、助成対象期間内の経費に限ります。

◆本事業で購入した設備を売却しても問題ないか。

購入した設備を売却・譲渡等するには、その耐用年数を過ぎるまでは、市の承認があらかじめ必要となります。また、相当額の助成金の返還を求める場合があります。その可能性がある場合は、早めに相談してください。

◆**自社で施工（調達）する場合、どこまでが助成対象となるか。**

社外から調達する原価（当該調達品の製造原価等）を助成対象とします。

◆**同一の代表者又は取締役等が経営するグループ会社へ発注する場合も対象となるか。**

まずはグループ会社以外への発注をご検討ください。やむをえず、グループ会社へ発注する場合は、自社調達の場合（上記の回答）に準じて考え、当該グループから調達する原価が助成対象経費として認められる場合に限り、この原価をもって助成対象経費に計上することができます。（助成対象経費から利益部分を除く。）なお、グループ会社以外からも相見積もりを取得し、提出してください。

（2）省エネ投資

◆**対象となる省エネ機器の種類はどのようなものが対象となるか。**

エアコン、照明器具、電球、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、エコキュート（電気温水機器）、ガス温水機器、石油温水機器等が想定されますが、これら以外にも、導入更新により省エネによるコスト削減効果が見込まれるものであれば、対象となります。

◆**導入する省エネ機器の省エネ性能に指定はあるか。**

導入する機器について、統一省エネラベルの多段階評価点●点以上や、省エネ基準達成率●%以上というような指定は設けません。助成要件として、導入により省エネ・効率化によるコスト削減が図られることが求められます。

なお、事業者の省エネ診断や、現状・課題分析、対策提案等に係る専門家への依頼・指導経費も助成対象となります。

また、事業実施計画においては、導入前後を比較して省エネによるコスト削減効果を定量的（年間■■■万円の節電効果が生まれる、燃費が▲L/km から▲L/km に改善され、年間■■■万円の燃料代が削減されるなど数字で）に示してください。事業者への一定の省エネ効果が認められないものについては、本助成金の趣旨の観点から、助成対象から除く場合もあります。

◆**省エネ投資のため既存設備を更新する際、既存設備の撤去費も対象となるか。**

省エネ投資としての一連の取組として、対象となります。

◆太陽光発電パネルの設置は対象となるか。

工場等に設置し自家消費によって電気代の節減を図ろうとする取組であれば、省エネ投資として対象となります。ただし、専ら売電目的で設置する場合は省エネ投資とはいえず、助成対象となりません。

(3) 効率化・高収益化

◆対象となる効率化・高収益化のための導入設備の種類はどのようなものが対象となるか。

デジタル化やシステム化など、従来の業務を効率化・適正化し、生産性の向上やコスト縮減により、効率化・高収益化が見込まれる機器、設備、システム等の導入を想定しています。

事業実施計画においては、導入前後を比較して、導入によって効率化・高収益化が見込まれることを数字で示してください。

(4) 新商品・新サービス開発

◆開発等に要する人件費の算出はどのように行えばよいか。

商品（役務）の開発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額と定義しており、計算式は次のとおりです。

直接人件費 = 時給単価 × 直接従事する時間

※人件費単価の算出方法 (基本給+年間賞与) ÷ 年間所定労働時間

「基本給」は会社の規定により、給与のベースとなる「基本給」と認められるものを対象とする。新商品等の開発に従事する上で必要となる技術手当等も対象となるが、関連が薄い手当や残業代等は対象外となる。社会保険料の事業主負担分も対象外となる。

※新商品・新サービスの開発に直接従事する方の直接作業時間のみが助成対象となる。

※助成対象とする直接人件費が明確となるよう、従事者と従事日時・時間帯、従事業務等を記録した勤務台帳等を証拠書類として実績報告時に提出すること。

◆開発等に要する人件費は社長も対象となるか。

代表者は報酬であり、人件費ではありませんので「直接人件費」の対象となりません。原則として、対象者は従業員・アルバイトに限ります。ただし、代表者以外の役員で直接、新商品開発等に従事する者については、従業員とみなし、助成対象とします。

◆既存事業の営業に使用する建物・敷地で開発等を行う場合の固定費は助成対象となるか。

助成対象となりません。対象となるのは開発等を実施するにあたって新たな取組として必要となる固定費のみであり、既存事業に要する固定費と明確に区分できる必要があります。

◆事業遂行に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に関する費用も対象となるのか。

出願料、審査請求料、特許料・登録料の他、弁理士の手続代行費用も対象としています。ただし、助成事業期間中に要した（申込・契約、支払いした）経費のみ対象となりますのでご注意ください。

◆大学等との共同研究に係る費用は助成対象となるか。

対象となります。

（５）売上拡大・経営改善

◆新たな事業を行うため、国（又は自治体）から営業許可（又は登録）を取得する必要がある。この場合、国（又は自治体）に支払う申請手数料等は助成対象となるか。

対象となりません。

◆売上拡大のためECサイトの運営を始めたい。システム構築費用やランニングコストは対象となるのか。

対象となります。ただし、ランニングコストについては、助成対象期間内にかかったもののみ対象となります。

◆新たな事業の宣伝として、SNSにWEB広告を掲載することを検討しているが、対象となるのか。

対象となります。ただし、助成対象期間内に広告が使用・掲載される分のみです。

◆売上拡大として、新たに不動産業、物品賃貸業を行うことを考えているが、助成対象となるか。

財産処分の観点から、貸出しする商品（賃貸物件、貸倉庫、工具備品等）は助成対象とはなりません。

◆**自社で新規事業の営業を行うための経費（例：旅費費）は助成対象となるか。**

通常の営業活動は助成対象とはなりません。ただし、営業代行料として、外部の専門家に売上拡大を依頼するための経費、不特定多数を対象とした展示会出展等の旅費交通費は助成対象となります。

◆**広告宣伝費でホームページを作る場合、金額はいくらでも助成対象経費となるか。**

通常、ホームページは企業や新製品のPRのために制作されるものであり、その内容は頻繁に更新されるため、制作費用は原則として、助成対象経費の限度額の範囲内で、全額助成対象経費となります。

◆**広告宣伝費で看板を作る場合、看板の金額はいくらでも助成対象経費となるか。**

上限は設けませんが、助成事業を実施するために必要最小限の経費であること、助成対象として相応しいこと等について判断し、対象の可否を判断します。

◆**海外への売上拡大は助成対象となるか。**

対象となります。

◆**売上拡大・経営改善に要する人件費の算出はどのように行えばよいか。**

売上拡大・経営改善の取組に直接従事する時間の給与及び賃金相当額と定義しており、計算式は次のとおりです。

直接人件費 = 時給単価 × 直接従事する時間

※人件費単価の算出方法（基本給＋年間賞与）÷年間所定労働時間

「基本給」は会社の規定により、給与のベースとなる「基本給」と認められるものを対象とする。売上拡大・経営改善に従事する上で必要となる技術手当等も対象となるが、関連が薄い手当や残業代等は対象外となる。社会保険料の事業主負担分も対象外となる。

※売上拡大・経営改善の取組に直接従事する方の直接作業時間のみが助成対象となる。

※助成対象とする直接人件費が明確となるよう、従事者と従事日時・時間帯、従事業務等を記録した勤務台帳等を証拠書類として実績報告時に提出すること。

◆**売上拡大・経営改善に要する人件費は社長も対象となるか。**

代表者は報酬であり、人件費ではありませんので「直接人件費」の対象となりません。原則として、対象者は従業員・アルバイトに限ります。ただし、代表者以外の役員で直接、売上拡大・経営改善に従事する者については、従業員とみなし、助成対象とします。

◆2号店をオープンするにあたり新店舗を借り上げるための、賃料の他、敷金、礼金、保証金も助成対象となるか。

賃料のみが助成対象となります。

◆店舗独自のクーポン発行事業は対象となるか。

新規顧客獲得・再来店につながる店舗イベント等にかかる経費（来店客への粗品・景品代等）は対象となりますが、クーポン券のような金銭的インセンティブで集客を目指す取組は、今回対象としません。

◆来店者記念イベントで配布する粗品として、図書券や商品券は対象となるか。

換金性の高い金券類は、対象としません。

（6）人材確保・人材育成

◆人材紹介事業者を仲介し、雇用を行った場合に支払う成功報酬は対象となるのか。

対象となります。

◆人材確保、定着のため、休暇制度の新設など、就業規則等の変更等を行う場合、社会保険労務士等に支払う報酬は対象となるのか。

対象となります。

◆若者の人材確保、定着のため、オフィスのフリーアドレス化、レイアウトの変更、デザイン性の高いフロアへの改装、OAフロア化など、オフィスを改修する場合は対象となるのか。

対象となります。

◆シニアの人材確保、定着のため、職場のバリアフリー化、温水洗浄便座の導入、休憩スペースの確保など、職場環境の改善を行う場合は対象となるのか。

対象となります。

◆人材確保のため、会社として、民間団体が行う認定制度（例えば、ホワイト企業認定等）を取得するための費用は対象となるのか。

採用活動や従業員の定着など人材確保に資する認定であれば、取得費等は、対象となります。ただし、費用は、助成対象期間内にかかるもののみ対象となります。

◆人材育成のため会員限定の講演会等に参加する場合、その入会費や年会費も対象となるか。

講演会等へ参加するために新たに組織・団体への入会が必要である場合は対象となりますが、年会費については入会から助成対象期間終了までの期間で按分した額が助成対象となります。

◆代表者の資格取得のための教材費・受講等は助成対象となるのか。

原則、助成対象外とし、人材育成の対象者は従業員に限ります。ただし、従業員がいない代表者のみの会社や個人事業主である場合、事業計画の取組や今後の事業展開のために必要な資格取得である場合は、代表者の資格取得も対象となります。

◆従業員の資格取得のための検定料は助成対象となるのか。

今後の事業展開に必要な資格であれば、対象となります。

6 実績報告、支払いについて

◆助成金はいつ受け取れるか。

助成事業完了後です。

実績報告書の提出後、市でその内容の確認を行い、助成金額の確定し、支払います。

◆助成金の前払い（先払い）してもらえないのか。

前払い（先払い）は行いません。

◆経費の支払いは現金払いでもよいか。

経費の支払は、支出状況確認のため銀行振込みが原則です。手形支払を行う場合は、助成事業終了日までに決済されることが必要です。なお、相殺決済の場合は助成対象外となりますので、ご注意ください。

◆経費の支払いをクレジットカードやキャッシュレス決済等で行うことはできるか。

対象となります。ただし、当該決済に関して、助成対象期間末日（令和8年1月31日までに、銀行口座からの引き落としが確認できることが必要です。なお、当該決済に関する経費の明細がない場合は、別途明細を確認できるものが必要となりますので、ご注意ください。

◆経費の支払い書類はレシートでもよいか。

レシートは認められません。購入店等で領収書を発行してもらってください。